

国土交通委員会（案）

5月21日（火）

理事会 8：50

委員会 9：00

（第18委員室）

【案件】

◎建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）

○参考人の意見陳述（40分）

参 考 人	陳述時間	時 間 帯
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長 いわたしょうご ◎ 岩田正吾君	0.10	9：00～9：10
東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授 ほりたまさひで ◎ 堀田昌英君	0.10	9：10～9：20
全国建設労働組合総連合書記長 かつのけいじ ◎ 勝野圭司君	0.10	9：20～9：30
上智大学法学部教授 くすのきしげき ◎ 楠茂樹君	0.10	9：30～9：40

○参考人に対する質疑（2時間）

質 疑 者	会派	持時間	時 間 帯
高木 啓君	自民	0.15	9：40～9：55
白石 洋一君	立憲	0.15	9：55～10：10
三木 圭恵君	維教	0.15	10：10～10：25
日下 正喜君	公明	0.15	10：25～10：40
古川 元久君	国民	0.15	10：40～10：55
高橋 千鶴子君	共産	0.15	10：55～11：10
福島 伸享君	有志	0.15	11：10～11：25
たがや 亮君	れ新	0.15	11：25～11：40

1. 通報した者のことが発注者に伝わり、次回以降の取引からはずされたりしないようにするには？

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○長坂委員長 次に、白石洋一君。
○白石委員 立憲民主党の白石洋一です。

今日は、四人の参考人の皆様、貴重な御意見を
誠にありがとうございます。そして、私から幾つ
か質問させていただきます。

今回の法改正で大事などころというのは、まず、
労務費に関する基準が設定されて、これに違反し
たらいけない。まず、この部分の実効性のとこ
ろをどう確保していくのかということだと思っ
ています。

そして、特にこの業界というのは多重下請にな
っています。ですから、下請の下の方に行けば行
くほど弱い立場であるという構造の中で、先ほど
の標準労務費を下回っていないか、これを下回っ
ていたら禁止だ。さらにもう一つは、資材費が高
騰して、契約条件を見直してほしいという、その
申入れに対してちゃんと協議を発注者側が受け入
れてくれるか、この部分の実効性ということも
あると思うんですね。
しかし、この実効性を確保する上で、労務費の

積算のところの見積りにしても、さらには、その
協議の受入れにしても、関係者しか知り得ない、
非常に機微に触れる部分ですから、この部分、
どうして、じゃ、建設Gメンが知ることになった
のかということが気になると思います。
これを下請の業者さんが通報したということが
分かってしまったら、次の仕事をくれないとか、
ずっともう出入り禁止になったり、そんなことも
やはり心配しないといけないというのが、弱い立
場である下請の立場だというふうに察します。

そこで、質問なんですけれども、まず勝野参考
人、そしてその後、岩田参考人の方々から、順番
にお伺いしたいんですけども、この実効性の確
保で、弱い立場である、その情報がどうして漏れ
たのか、このことよって仕打ちを、仕返しを受
けないような配慮というのを、政府にどのような
制度、やり方で求めるのか。例えば、匿名での通
報、あるいは定期的な巡回、こういったことのや
り方について、標準労務費の確保や契約条件変更
の協議の受入れがちゃんとなされているか、ここ
のところの担保の仕方について、要望をお伺いし
たいと思います。

○勝野参考人 ありがとうございます。
建設業法の中では、下請業者に対しての不利益
取扱いの禁止が規定をされているわけでありませ
けれども、元請等に対して、その周知徹底を更に
国の方でしっかりと図っていただくことがまず第
一かなと思っております。
その上で、相談窓口体制の拡充でありますとか、
国による具体的な指導、迅速な指導結果の公表等

をお願いをしたいと思っておりますけれども、先
生御指摘のとおり、不利益の中には、これを言っ
たら次の仕事がやはりもらえなくなってしまうと
いう、そういった点が一番、非常に大きな要素と
してあるというふうに思っておりますので、匿名
性の担保ということも私自身は非常に重要な点だ
というふうに理解をしているところであります。
以上です。

○岩田参考人 非常に難しい問題であるとは思
うんですが、やはりこれは通報ということになるう
かと思えます。

これは、今までは曖昧だったものの、通報しても
うまく協議をしてくれという形で着地点を見出し
ていたわけですけれども、今回は法律ができる。
先ほど申し上げましたように、建設業法を持って
いって、こういうことなんですと。著しくだとか
不当という言葉があれども、余り処置をやり過ぎ
たらまずいですよ、コンプライアンス違反になる
元請さんもコンプライアンスを守れと言ってきた
じゃないですか、業法が変わるんです、そういう
ことをしっかりと説明しながら、どうしても聞い
てもらえないところは、団体で、地方整備局なり
御相談をしていきたいなというふうに思います。
○白石委員 ここは大事なところなので、堀田参
考人そして楠参考人、先生方も、もしコメントが
あれば、お願いします。
○堀田参考人 ありがとうございます。
それでは、一人一人の技能労働者の労働条件等
が遵守されているかを確認するということが大事
なのかなというふうに思います。

例えば他国における例でありますような、一人の賃金台帳の開示ですとか、そういったレベルでの確認がされていけば、そういった問題はそのも起きない、通報する必要もないということでございます。

我が国において、そういった全ての工事を網羅するような、そういった仕組みを一つにつくるのは、構築するのはなかなか大変だと思いますけれども、先ほど申し上げました幾つかの国では、全数調査が当たり前になっているような、そういった国々もございます。

特に我が国においては、CCUSを始めとして関連する技術開発も進んでおりますので、いろいろな工夫の余地があるのではないかとこのように考えます。

以上です。

○楠参考人 優越的地位濫用や、例えば下請法違反とか、これは公正取引委員会が所管していますけれども、恐らく同じ問題を抱えていると思うんですね。それについて公取委なりがどう考えているのかというのは非常に参考になるのかなと思いますし、あと、先ほど堀田参考人もお話しになりましたように、きちんとそこを調査していくということとを徹底すれば、その分、今おっしゃったような問題というものは起きにくいのかなというふうに思っています。

以上です。

○白石委員 ありがとうございます。

そして、次の質問なんですけれども、今回の法改正で、適正な工期というのでも確保しなさい、い

2. 2020年7月に作成「工期に関する基準」の建設業界全体に浸透の状況はどうか？

いわゆる工期ダンピングは禁止ということはありませんけれども、でも、この工期について言えば、そもそも二〇二〇年七月に工期に関する基準が作成、そして適用されている。もう四年前に工期に関する基準というのはあるわけですね。

これがあるのにもかかわらず、今回の法改正に至ったということで、建設業界内で工期に関する基準があるということ、この周知の度合いというのはどのような状況でしょうか。これは岩田参考人と、そして勝野参考人にお話ししたいと思えます。

○岩田参考人 我々専門職種は、工期の基準というのは始まりから終わりまでを規定してしまっていて、我々はその中のパートパートをやっていますので、これが適正な工期ですよというものは、我々の経験値で今まで御提案をして、下からボトムアップで上げていくような、それが適正工期だと理解をしているんですけど、いや、これは、例えば一週間でやらないといけない、かかりますよというものを五日でやれ人を入れたらできるだろうというようなことで今まで何とか乗り切ってきた。

ここには、非常に難しい問題ですが、生産性が低下する、人をたくさん入れれば低下する、十人で一週間かかるものを二十人入れて四日ぐらいでやるということになりますとロスが相当出ますので、それでもロスが出てやれというような中で今まで来ましたので、適正工期がどこかというのは、我々からすると、言った工期をしっかりと守っていたきたいということしか言えないという、

全体工期に対して、我々はなかなか全体を把握するのが難しい。

ちょっと、お答えになったかどうか分からないんですけども、以上です。

○勝野参考人 ありがとうございます。

工期に関する基準は、先生御指摘のとおり、従前から策定はされていたわけでありましてけれども、業界内においてそれが十分周知をされているとは言い難いのではないかとこのように認識をしております。

また、工事発注者について、民間工事の発注者、住宅などの個人の発注者には、ほとんど周知、浸透がされていないというふうに考えております。

施策の実効性を確保するためには、国からは、そうした意味で、あらゆる機会を通じて幅広く周知を図っていただくということが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○白石委員 ありがとうございます。

次は、多種多様な工種の労働者が様々な雇用形態や賃金形態で従事しているこの業界です。そこで見積りをする、そして積算をしていくというふうになると、非常に複雑で、そんな中で標準労務費を確保していくというこの作業量、先ほど堀田参考人からもありましたけれども、準備に非常に手間がかかるという問題はあると思うんですね。

さらに、改正建設業法による規制が入ってきて、大変作業量としては増えるというふうにも思います。

そこで、特に一人親方とか零細の建築業者さんを抱えていらっしゃる勝野参考人にお伺いしたい

4. ICTの活用支援は？

んですけれども、これを簡易にする、この作業量を軽減するために、どのような制度あるいは政府への施策を求めたいというふうに考えていらっしやいますでしょうか。

○勝野参考人 ありがとうございます。

標準労務費の工種、仕様等が細分化をし複雑化をすると、とりわけ小規模事業者の事務負担については増加をする可能性は十分あるというふうに思っております。

標準労務費の作成に当たりましては、過重な事務負担が生じないように配慮をしつつも、全ての現場従事者の処遇改善が図られるよう工夫をしていただきたいというふうに考えているところであります。

答えになっているかどうか分かりませんが、以上であります。

○白石委員 それでは、最後の質問になると思います。

生産性の向上というの、この法案の中でうたわれています。生産性を向上するためにICTを活用してくださいということなんですけれども、これも、言うはやすく行うは難しだと思いませんか。それをどうやっていくのかということとは、やはり課題になると思うんです。

そこで、四人の参考人の方々にそれぞれお伺いしたいんですけども、生産性の向上、これをどうのように成し遂げるのか、そこに対して、どういう施策、政府への制度的な支援というのが要望されるのか、この点について御意見を賜りたいと思います。

○岩田参考人 私の職種は鉄筋工事といまして、ほとんど人が組み立てていく、体の骨になる仕事なんですけれども、それについても、形作っていくのに結束という手作業の、針金で結ぶという作業があるんですが、これについてもロボット化が進んできております。

ただ、我々業界団体の会員がそれを今手がけているわけですが、非常に初めの初期投資に苦労しているということですので、そういうICT化を図る上で、財源のない我々労務職種に対しての助成金など、ちよつとそこを手厚くしていただければというふうに思います。

○堀田参考人 ありがとうございます。

ICTの活用については、先ほど申し上げたことの一部重複になるかもしれませんが、例えば、これまで、設計の段階、それから施工の段階、維持管理の段階で、様々なICT活用による効率化が図られてきました。しかし、必ずしも、それぞれのその段階の中でどまっけていて、段階をつなぐような、そういった取組がなかったために、例えば設計の段階でBIM、CIMのモデルを作ったとしても、施工の段階でまたそれを一から作り直さなくてはいけないような状況もあって、これは、更に連携をすることによって全体の生産性を向上させることができるのではないかと、いろいろな指摘がされて、そういった取組も一部始まりつつありますので、是非そういった取組が広がることを期待しております。

○勝野参考人 建設現場におけるICTの利用につきましては、生産性向上の観点からも必要であ

るといふふうに考えております。

一方で、とりわけ小規模事業者につきましては、システムの利用でありますとか機器の購入等のコストが負担になるということも想定をされることから、適切な環境整備に向けて、財政的な支援の拡充ということを是非お願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○楠参考人 このICTの活用に関しましては、項目としては働き方改革とセットで出てきているということからも分かるとおり、労働者の労務効率を図ることが大事な視点かなと思っております。

それから、発注者に関しましては、これは省庁横断的にいろいろ工夫しながらやっていくべきだと考えております。

以上です。

○白石委員 これにて終わります。本日は誠にありがとうございます。